

自治基本条例だより

～古賀の自治基本条例づくりの“いま”をお伝えします～

第3号 平成27年4月



まずは雑談からはじめよう

第3回古賀市自治基本条例(仮称)策定委員会が開催されました

研修段階の仕上げにむけて

第3回策定委員会が3月11日(水)夜7時からサンコスモ 201・202 会議室で開催されました。

策定委員会の最初から3回は、30名の委員と関係者が1つのチームとなって活動していくための研修期間として進めてきました。第3回委員会はその仕上げとして、さらにお互いを知り合いながらまちづくりについて語り合おうというテーマで行いました。

雑談から自治基本条例へ

委員会ではまず、ファシリテーターから、前回の主な意見の振り返りから、策定委員会での話し合いをどのように条例案につなげていくかという考え方やイメージについて話を聞きました。前回の和やかな雑談のような対話から出てきた内容を、もし活かして条例の中身にしてみたらどうなるか、という例も挙げながらイメージしてみました。

それは雑談のような話し合いから見つけた、古賀市を本当に良くしていくために必要なこと、大事なこと(市民の言葉)を条文(条例の言葉)に変換していく流れです。

しかし、ただ条文に思いを書くだけでは「仏作って魂入れず」になりかねないので、しっかりと魂の入った条例にするためにも、市民・行政・議会の対話と連携・協力、話し合うだけでなく実際に試しながら仕組みをつくることが重要であることも学びました。



模造紙に書き込みながら和やかな雑談のように

雑談のように語り合おう

今回もテーブルを囲んで、まちづくりについて語り合いました。2つの話題(下記)について、違うメンバーと話し合うことで、色々な考え方に触れたり、委員同士がお互いにさらに知り合うことができたと思います。

【2つの話題】

- ①古賀市がずっと住み続けたいと思えるまちであるために大切にしたいこと
- ②みんなで次世代に引き継げる古賀市であるために大切にしたいこと

①は自分の目線から、②は他の人も含めた目線から、より良いまちづくりに向けて大切なことを出し合いました(次ページに主な意見)。

次回以降は、今回の成果を元に、さらに話を広げたり、深めたりしながら、少しずつ条例案の形に近づけていきたいと思っています。

今回の主な意見など～各班の発表「ウチのイチオシ・ニオシ・・・」より

1班

「資源や歴史を大切に。私は会社に入ったことをきっかけに古賀に住むことになったが、古賀について知る機会がなかった。まちを知る機会をつくったらいい。」

「一番、盛り上がったのは、人とのつながり。人とのつながりをつくるには、人との交流の機会をつくることが大切。世代間の交流の充実、同一趣味の人達の集まり、異業種の人達の集まり、どの世代でもみんなで楽しめるイベントをつくるとか。課題は、どうやって人を集めるのか、どうやって情報を広めるのかということ。」

「交流の機会をつくることで地域に知り合いが増えたら、定住したいと思えるまちになるのではないか。」

2班

「物を大切にする、ゴミを捨てない。子どもではなく、大人がゴミを捨てていたりすることもある。」

「古賀に関心を持ってない、どうやったらきっかけをつくれるのか？やりたいと思っている人を集めるといいのか。」

「古賀に住んでいるのに、古賀についてのアナウンスがあまりない。広報を読めばという意見もあったが、もっと面白く魅力的な、若者が読みたくなるような広報にしたい。長崎では観光地がただになる券が広報についているという話もある。商業とか利益とか問題があるかもしれないが、市役所で利益を生む割引券なども考えたらどうだろう。」

3班

「地域とかコミュニティという話で、高齢化が進んでいる地域では、役員になること自体が嫌われている。新しい住民がきた時も隣組に入らなくていいと言う人が多い。そういう現状があるという話で盛り上がった。」

「ではどうしたらいいのか？ということを考えていかなければいけない。後ろ向きな現状をどうしたら前向きに変えていけるか？ということ、今後考えていく必要がある。」

4班

「古賀の歴史を知ること。遺跡が出て有名になっているのに、学校の授業で教えていない。子どもが実際に遺跡を見学したりするとか、できれば古賀市の教科書を教育委員会で作るなどしてほしい。」

「市民にも古賀市のいいところを伝えてほしい。駅やスーパー等、人の集まる場所に写真を展示するなど。自然、海や山などせつかくいいところがあるので、そういうところを大切にしたい。」

「市の花がコスモスなのにコスモスがない。」

「子ども達の遊べる施設を。」

5班

「1番は、安心安全なまちをつくること。あいさつから始めたらいいのではないか。」

「2番は、古賀の自然を知ること、大切にすること。いい海や里山があるが、海は利用されていない。里山のことを知らない人もいる。」

「3番は、古賀の魅力を見つけること。歴史、観光、情報を共有することが大事。」

「4番は、古賀には良い施設があっても場所がばらばら。それらをつなぐ交通網が欲しい。循環バスやコミュニティバスなど。」

【もっとくわしい古賀市自治基本条例についての情報／お問い合わせ先】

○インターネットでは、古賀市ホームページ下「注目コーナーピックアップ」の『自治基本条例』のボタンを押していただくか、検索サイトで『古賀市自治基本条例』を検索してください。スマートフォンは、右のQRコードを読み込んでください。

○お問い合わせ先（事務局）：古賀市総務部総務課 地域コミュニティ室 コミュニティ係
・電話：092-942-1165 ・Eメール：commu@city.koga.fukuoka.jp

